



九州ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和5年7月6日

九州ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、九州ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【九州ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	多発血管炎性肉芽腫症に対するPR3-ANCAの算定は、原則として認められる。	ANCAにはP-ANCAとC-ANCAの2種類がある。全身型ANCA関連血管炎である多発血管炎性肉芽腫症に対するPR3-ANCAは疾患活動性の指標として有用であることから多発血管炎性肉芽腫症に対するPR3-ANCAの算定は、原則として認められる。	令和6年11月29日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
2	ANCA関連血管炎に対するPR3-ANCAの算定は、原則として認められる。	ANCAにはP-ANCAとC-ANCAの2種類がある。ANCA関連血管炎を発症する病型を特定するためのPR3-ANCAは有用であり、ANCA関連血管炎に対するPR3-ANCAの算定は、原則として認められる。	令和6年11月29日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表
3	脂肪肝に対するヒアルロン酸の算定は、原則として認められない。	厚生労働省通知に「本検査は慢性肝炎の患者に対して、慢性肝炎の経過観察及び肝生検の適応の確認を行う場合に算定できる」とあることから脂肪肝に対するヒアルロン酸の算定は、原則として認められない。	令和7年2月28日に「審査の一般的な取扱い(医科)」として公表

本件に関する問合せ先

九州審査事務センター

・ 外科・混合審査室外科審査課(TEL:092-688-8305)(上杉)